

隠監第9号

令和5年9月1日

隠岐の島町長

池田高世偉様

隠岐の島町監査委員 嶽野正弘

同 米澤壽重

令和4年度隠岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算の
審査意見等について（報告）

地方自治法第233条第2項の規定により令和5年8月1日付隠総第100号にて審査に付された令和4年度隠岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算について審査したので、その結果について別紙のとおり意見を提出します。

併せて、地方自治法第241条第5項の規定による「基金の運用状況の審査」、財政健全化法第3条第1項の規定による「普通会計の財政健全化審査」を実施したので報告いたします。

令和4年度隱岐の島町一般会計・特別会計 歳入歳出決算の審査意見

第1 審査の概要

1、審査の対象

令和4年度における会計管理者所属の下記に掲げる一般会計ほか特別会計の全12会計の決算を対象とした。

(1) 一般会計

(2) 特別会計

- ①国民健康保険事業勘定特別会計
- ②国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計
- ③国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計
- ④国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計
- ⑤下水道事業特別会計
- ⑥駐車場事業特別会計
- ⑦訪問看護事業特別会計
- ⑧布施へき地診療施設事業特別会計
- ⑨五箇へき地診療施設事業特別会計
- ⑩中財産区特別会計
- ⑪後期高齢者医療保険事業特別会計

2、審査の期間

令和5年8月1日から同年8月31日まで

うち審査実施日（登庁による事業主管課等の調査実施日）

8月 1日 (月)	8月 2日 (火)
8月 3日 (水)	8月 24日 (木)
8月 25日 (木)	8月 30日 (金)
8月 31日 (月)	以上7日間

なお、期間中の8月2日は、別途監査依頼された上水道事業会計の決算審査を中心に行った。また、8月28日(月)と8月29日(火)の例月出納検査時にも必要に応じて審査を行った。

3、審査の手続き

決算審査に当たっては、町長から提出された「歳入歳出決算書」「歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適切か及び予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか等に主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを隠岐の島町監査基準に準拠して実施した。

審査は、歳入においては調定額と収入未済額についての調書を提出依頼し収入未済額と、その内容を確認し、また予算現額と収入済額との差額の発生理由や前年度決算における収入未済額と調定額との整合性について調査及び担当職員の聴取を行った。

歳出においては予算の未執行及び不用額が多額な科目や事業についての調書を提出依頼するとともに、時間外手当の状況、一般会計から特別会計への繰出金や基金の状況についても調査及び担当職員の聴取を行った。

第2 審査の結果

1、 決算計数について

審査に付された一般会計及び特別会計の「歳入歳出決算書」「歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りの無いものと認められた。

2、財政状況について

(1) 一般会計について

令和4年度の一般会計の最終予算額は200億7,677万2千円で、決算額は
歳 入 188億5,011万円
歳 出 185億2,269万3千円
差 引 3億2,741万7千円 であった。

令和4年度の決算の特徴は、連年の災害復旧費、コロナ対策関連経費に加え物価高騰対策経費が新たに発生し、一般廃棄物処理施設整備事業などの公共事業費の増額もあり 200 億円超の予算のもと、各事業が執行されたところである。財源には国・県支出金や起債の増額があったが、不足に対する基金繰入金でしのぐという財源措置に苦慮したことが伺える。

「別表① 一般会計決算額年度比較」(資料 p 1)は、現年度分と繰越明許費等の予算額と決算額、その収入率と執行率など、及び基金総計の前年度との比較を示す表である。

表・3 の年度比較、及び表・4 の対前年度伸び率のとおり、現年度分と繰越明許費等とともに予算額も決算額も大幅な増額を示し、予算額では 9 億 2,130 万 1 千円 4.8% の増となり、決算規模も歳入では 8 億 3,336 万円 4.6%、歳出でも 8 億 2,803 万 9 千円 4.7% それぞれ増となった。

結果、歳入歳出の差引額（形式収支額）3 億 2,741 万 7 千円から翌年度へ繰越すべき財源（繰越明許費など）1 億 4,932 万 8 千円を差し引いた 1 億 7,808 万 9 千円が実質収支額である。なお、翌年度へ全額を繰越金とし、起債の繰り上げ償還財源にする予定との財政担当者の説明があった。

(参照:「歳入歳出決算付属書類」p 74 令和 4 年度実質収支に関する調書)

歳入・歳出予算額に対するそれぞれの収入率及び支出執行率の状況は「別表①」の表・1 の合計欄のとおり、収入率は 93.9%、執行率は 92.3% で、前年度数値(収入率 94.1%、執行率 92.4%)より若干低かった。

収入率は 100.0% に近いほうが望ましく、より良いのは 100.0% を超せば支出予算額を上回り、余剰金が発生することになる。一方、執行率は低いほど決算額に不用額が発生し、歳出総計では財源に余裕がでたように見受けられるが、低すぎると予算編成上に問題があるので、健全な自治体の適正な実質収支比率（標準財政規模に対する実質収支額の率）の数値範囲は 3~5% と財政の一般論で言われている。隠岐の島町の実質収支額を試算すると（標準財政規模 86 億 341 万 9 千円）2 億 5,800 万円から 4 億 3,000 万円の範囲が妥当な金額と思われるが、町の決算は、執行率の低さよりも、問題は収入率が低かったことから、実質収支額が 1 億 7,808 万 9 千円となったと判断している。なお、本町の R4 年度地方財政状況調査（普通会計）の実質収支比率は 2.07% と低い数値となっている。

収入率等が低い結果となったのは繰越明許費の影響もあるが、予算編成上にも課題もあるのではないかと懸念している。

歳入・歳出の款別の予算と決算状況及び収入率、執行率は「別表③一般会計決算状況」(資料 p 3~)をご覧いただきたい。

歳入では国庫支出金 82.6%、県支出金 89.9%、諸収入 92.8%、地方債 90.1%など特定財源科目の予算額との差が大きく、収入率を引き下げている。

歳出の予算不用額は全科目において相当な金額があり、不用額の合計は 3 億 6,938 万円であった。各科目の執行率の状況は特に農林水産業費 80.8%、土木費 75.5% 及び災害復旧費 65.2% と、前年度からの繰越明許費等が予算に加算された科目を中心に低い。繰越明許費等だけの執行率等は表の右の列に表示している。

なお、参考に收支の表のそれぞれの下段に、翌年度への繰越明許費等を仮に 100% 執行した場合の試算では、収入率は 99.0%、執行率は 98.2% と辛うじて適正な数値範囲に近づく状況にはある。

執行率が低く、3 億 6,938 万円の不用額が発生しているが、節区分においては 3 節の職員手当等と、27 節の繰出金の不用額が目についた。職員手当を含む人件費(給料、手当、共済費)は 25 の事業で予算計上されており、その予算不用額は総額で 44 百万円余り、操出金の予算不用額は 21 百万円余りであった。また、今年度の特徴で 18 節の負担金補助及び交付金の不用額も目に付いた。

(2) 普通会計について

決算書の数値では無いが、財政分析上の数値等が把握できる「普通会計」の状況について、財政所管課からの資料と説明を聴取したので次のとおり要点を取りまとめて報告する。

① 財政規模の推移と性質別分析

歳入総額は 188 億 8,728 万 6 千円で前年比 4.6% の増であった。うち自主財源は、基金繰入金を増額したことにより、前年比 11.1% の増の 31 億 3,288 万 9 千円となり、歳入総額の 16.6% の構成比となった。逆の見方をすれば地方交付税、国・県支出金などの依存財源の構成比は 83.4% にもなり、国県の財政施策に影響を受けやすい自治体といえる。ちなみに町税の歳入総額に占める割合は、8% にとどまっている。(参照 : 財政資料 P10)

歳出総額は 185 億 5,957 万 7 千円で、前年比 4.7% の増であった。歳入とともに前年比の伸び率は一般会計と同率である。支出内容の性質別分析であるが、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が歳出総額の 35.4% を占め、決算額は前年比 4.3% の増であった。投資的経費も、前年度に 10 億円超の決算だった災害

復旧事業費が減額となったものの、普通建設事業の大規模事業費が大きく伸びたことによって歳出総額の 26.3%を占め、前年比で 4.5%の増額となる決算であった。(参照：財政資料 P11)

②経常収支比率

経常収支比率は、経常一般財源が前年比で 0.7%の増額ということだが、経常一般財源の支出も増額となり、前年比で 2.6 ポイント増の 88.7%と財政の硬直化が若干進んだ結果となった。((参照：財政資料 P12-13)

(3) 特別会計について

令和 4 年度の特別会計は、「別表②特別会計の決算状況」(資料 p2)に示すとおり、全会計の単純合計金額だが歳入決算総額 42 億 7,236 万 2 千円、歳出決算総額は 42 億 5,096 万 8 千円となり、全会計において黒字決算となった。

なお、駐車場会計と中財産区会計を除く特別会計には、一般会計からの繰入金があり、国保会計や後期高齢者医療会計などへの繰入金が前年度より減額されたが診療所会計や下水道会計で増額となり、その総額は 9 億 265 万 7 千円と前年度より 206 万 2 千円の減額であった。

各関連法で規定され地方財政計画によって一般会計で負担すべき経費と定められた繰出基準による公債費や人件費に充当される繰出金が大半で、赤字補填財源の繰出金はないとの財政所管課の分析である。

第3 審査意見

1、予算執行率等について

前述の「第 2 - 2 財政状況について」で述べたとおり、予算に対する収入率 93.9%、執行率 92.3%と、それぞれの率は低いと判断し、この要因を調査した結果、繰越明許費の低率による影響と予算編成上の課題とがあることが明らかになった。

まず繰越明許費の件だが、「別表⑤ 繰越明許費の決算状況」(資料 p 16～)で繰越明許費の予算と決算額の動向を調査したものである。2 年続けて被災した災害復旧事業費などで繰越時に予定していた事業内容の見直しなどで事業費が 1 億 6,176 万 4 千円と予算不用額が発生している。繰越明許費は事業年度に増減額の予算補正ができないことから、不用額の発生は起りえるが、収入となる財源の決算状況も事業費の減に伴い国・県補助金や地方債も減額となっている。

また、ここ数年の決算において、一般会計だけでも 20 事業以上の繰越事業の件数が発生し、町道整備事業などでは、繰越事業の常態化とも思える予算執行上の悪循環を懸念するものである。

繰越事業の影響は、当初予算計上事業でも、事業の発注時期がだんだん遅れてくるなど、繰越事務の労力だけでなく起債や地方交付税の関係などで財政面にも影響を及ぼすことから注意を要するものと思われる。

予算編成上の課題は、歳入において収入額と予算額との差額が生じている決算については、詳細な内容調査までできなかつたが、調定額変更と予算額との連動が見受けられず、年度中途の変更に対して適正な補正予算が編成されていないことが見受けられた。特に特定財源の増減は、歳出の事業費の変更あるいは財源組替など適宜対応すべき事項であると判断している。

今年度の決算でも、人件費や会計間の繰出金の不用額が特に目立った。これらの内容は直接住民福祉に関係は無いが、今年度は補助金等での不用額の発生が多いように思えた。また、少額でも事業中止となつた予算の整理がなされていないことが気になったところである。予算補正できなかつたのか、しなかつたのか、或いはうつかりし忘れたのか、ここのところが大変重要になる。

歳出予算の未執行や多額な不用額が生じることは、予算審議を行つた議会や住民に対して信頼を損なうことになるので、今後の予算編成において十分留意いただきたい。

2、税等の滞納処理について

収入未済額の概要は、次のとおりである。なお、詳細は「別表④ 収入未済額一覧表」(資料 p 5～)をご覧いただきたい。

なお、決算審査をする中で、昨年度と同様に本年度も収入未済額について次の 3 件の特異な事例があつたので、決算数値を説明する前にご了解いただきたい。

① 一般会計の決算書の収入未済額は 6 億 6,466 万 3 千円と多額であるが、このうち翌年度へ繰越事業となつた(繰越明許費等)財源の国・県支出金の調定をしたもののが年度内に収入が無かつたものを含んでいる。同様に、繰越事業が発生した下水道会計も同様である。

町民の滞納額の実態(実質収入未済額)を調査するうえでは、これらの収入未済額は差し引いて処理することにした。

② 一般会計で、諸収入の生活保護費返還金における調定額は、返還金に履行期限を設けその属する年度で調定しているため、決算書上の収入未済額と実際の収入未済額（返還金未済額総額）とは異なっている。

この差額は、決算書の収入未済額に加算する処理を行った。

③ 国保、後期高齢者医療の保険料の収入未済額には、調定減額後に行う還付すべき金額が未処理(還付未済額)のまま含まれていて、実際の収入未済額とは異なっている。この還付未済額は収入未済額に加算する処理を行った。

表：収入未済額の調整内容

(単位:千円)

会 計	決算書の 収入未済額	(△)うち繰越明 許費等財源	(+) 調整分	実質収入未済 額(滞納額)
一般会計 (資料 p 11)	664,663	616,980	生保返還金 1,290	48,973
国保会計 (資料 p 12)	17,743		還付未済額 50	17,793
下水会計 (資料 p 14)	141,131	139,119	0	2,012
後期高齢者医療会計 (資料 p 15)	401	0	還付未済額 230	631
合 計	823,938	756,099	1,570	69,409

税等の滞納額と決算書上の収入未済額との違いがあることは、前述のとおりであり、精査の結果、町税など住民から徴収すべき収入未済額は、全会計で 6,940 万 9 千円と試算している。これは前年度より 799 万 6 千円の減額である。しかし、これに別途監査報告を行う上水道会計の水道料等の収入未済額 5,660 万 9 千円を加えると合計で 1 億 2,601 万 8 千円にもなることも忘れてはならない。

収納については、徴収対策本部を中心とした職員の努力によって次の表のとおり現年分、滞納分とともに徴収率が向上しており、評価に値するものである。

表：収納率の状況（徴収対策本部資料より）（単位：%）

区分		R3 年度収納率	R4 年度収納率
税等の公債権	現年分	99.3	99.3
	滞納分	29.9	28.7
	計	97.0	97.2
水道料等の私債権	現年分	93.3	93.6
	滞納分	52.8	60.8
	計	88.0	89.9
合計	現年分	97.8	98.0
	滞納分	43.2	46.8
	計	94.7	95.4

不納欠損処理については法的根拠に基づいて適正な処理が行われており、令和2年度に私債権の整理を行ったことから、不納欠損額は下表のとおり減少している。

しかし、前年度より減少しているものの 542 万 1 千円もの債権を放棄したことは事実であり、特に地方税法第 18 条による時効による債権の消滅だけはできるだけ避けて頂きたく、今後も公平公正な徴収業務を心掛け、一層の工夫と努力によって早期の徴収を行うこと。また、滞納者の状況は数人の大口滞納者の金額が相当なウエートを占めていることや、新規の滞納者が発生していることが調査によって判った。より一層、徴収業務に努力するよう望むものである。

表：不納欠損額の推移（単位：千円）

会計	R4 不納欠損額	R3 不納欠損額	R2 不納欠損額
一般会計	4,620	3,409	22,304
国保会計	685	2,740	1,938
下水会計	34	216	203
後期高齢者医療会計	82	396	209
合計	5,421	6,761	24,654

収入未済額の処理について、意見を付け加える。

冒頭、決算計数で述べた①の繰越事業費等における国県支出金の収入未済額の

件についてであるが、国の予算枠により複数年度にわたる収入額の把握は困難と推察され、この件の予算措置については収入調定事務のミスとは判断しなかつたが、決算処理の取り扱い、調定事務の時期については検討の余地があると考えている。

②の生活保護費の返還金の履行期限と調定との件、及び③の国保料などの調定減に伴う還付未済額が収入未済額に相殺されている件については調定事務が誤っているとは断定できないが、現行手法でよいのかどうか、引き続き今後の課題として財政担当課とともに検討願いたい。

3、財政の健全化等について

経常的一般財源の約 3/4 を占め、今年度の収入総額の 39.3%を占める地方交付税の動向は、町の財政状況を左右するものである。普通交付税(65 億 1,996 万 4 千円)は前年比で 4,598 万 6 千円増額、特別交付税(8 億 8,667 万 8 千円)は 2,014 万 1 千円の減額と合計では前年比でわずかではあるが 0.4%の伸びとなった。

地方交付税に関連して臨時財政特例債を 7,340 万円発行しているが、前年比で 1 億 2,890 万円減額となっていて、地方交付税とトータルで見ると減少した結果となった。

一方、歳出では前年度に谷間的に減額となった公債費は、近年の公共事業の財源に発行した起債の元金償還が発生し前年比 5.4%増となった。人件費の増も含め義務的経費で 4.3%の増の結果が示すように経常的な財政構造の硬直化が懸念される。また、経済対策などの国の政策もあって補助金等の伸び(+14.8%)や、昨今の物価高を反映して物件費なども伸びており、予断を許さない財政状況と推測している。(% 数値は普通会計の状況より)

真に住民のためとなる多種多様な経済対策や定住対策などの行政施策を展開するために、財源の確保と、経費節減を図り、効果ある事務事業の執行に努めていただきたい。

(1) 基金について

前述の財政状況から財政調整基金を 2,207 万 1 千円繰入したが、減債基金には前年度決算の剰余金処分の 1 億 3,000 万円の積立を含む 1 億 4,253 万 5 千円の積み立てを行った。

目的基金においては、地域振興基金で1億7,092万9千円を繰り入れて、県立高校の寮整備事業や航空路・航路の旅客運賃低廉化事業など13件の地域振興事業を開展した。ふるさと隱岐の島応援基金では1,347万3千円を繰り入れて、竹島対策事業や教育関係事業など5件の事業の財源に活用された。一方、寄付金を財源にして5,130万3千円を積み立てている。寄付者の意向を尊重し、一層の有効活用を望むものである。

(参照：「歳入歳出決算付属書類」 p 141 4. 基金 普通会計の欄)

結果、財政調整基金と減債基金の合計は、前年比で1億2,049万1千円の増となり年度末残高は30億468万8千円となった。目的基金は前述の2基金以外には隱岐島油槽所整備基金に940万2千円と、その他基金には預金利子の積立を行っており前年比で1億2,365万5千円の減で年度末残高は20億5,785万1千円となった。基金総計では前年比316万4千円の減で、年度末残高は50億6,253万9千円となっている。

自主財源が乏しく厳しい財政状況を踏まえ、将来の財政運営を的確に見越したうえで、それぞれの基金保有額の検討を含め、地域活性化のために積極的な基金の有効活用を望むものである。

(2) 一般会計から特別会計への繰出金について

公営企業会計の上水道事業を含め、公営企業会計法の法非適用の下水道事業、また診療所会計を含む国民健康保険、後期高齢者医療事業など繰出基準に基づく繰出金は国の地方財政対策によって地方交付税等で財源措置されている。

一方、町の政策方針に基づく基準外繰出金であるが、財政分析上では赤字補填の繰出金は無いとのことであるが、今後も特別会計の運営・経営状況を適正に判断し安易な繰出金の支出には留意いただきたい。また、決算において不用額が発生した原因を究明し、適切な予算編成を心掛けて頂きたい。

以上、令和4年度一般会計、特別会計の決算審査の報告をいたします。

令和5年9月1日

隠岐の島町監査委員 畠野正弘

同 米澤壽重

令和4年度隱岐の島町基金運用状況の審査

第1 審査の概要

1、審査の対象

地方自治法第241条第5項の規定による基金運用状況の審査は、特定の目的のために定額の資金を運用する次の基金について審査を行った。

- (1) 用品調達基金
- (2) 土地開発基金

2、審査の期間

令和4年度隱岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査期間と同じ

3、審査の手続き

基金の設置目的に沿った運用がなされているかどうか、定額資金の一年度間の増減異動状況について審査を行った。

第2 審査の結果及び意見

1、審査の結果

審査に付された基金の運用状況は表のとおりであり、それぞれの関係書帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正と認められた。

(1) 用品調達基金

(単位：千円)

区分	前年度 現在高	決算年度中増減額		決算年度末 現在高
		増	減	
現 金	841	17,870	17,891	820
物 品	159	17,891	17,870	180
計	1,000	—	—	1,000

(2) 土地開発基金

(単位：千円)

区分	前年度 現在高	決算年度中増減額		決算年度末 現在高
		増	減	
現 金	125,932	0	10,017	115,915
土 地	155,380	10,017	0	165,397
計	281,312	10,017	10,017	281,312

2、意見

(1) 用品調達基金

用品の集中購買を実施することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うことを行うことを目的に設置された基金。今後も施行規則を順守した運用に心掛けていただきたい。

(2) 土地開発基金

4年度において、1,001万7千円の公共用地を先行取得した。

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的に設置された基金であるが、将来の基金の需要額を見据え、基金総額を含め今後のあり方について検討をいただきたい。

以上、令和4年度隠岐の島町基金運用状況の審査の報告をいたします。

令和5年9月1日

隠岐の島町監査委員 嶽 野 正 弘 

同 米 澤 壽 重 

令和4年度隱岐の島町財政健全化の審査

第1 審査の概要

1、審査の対象

財政健全化法第3条の規定により提出された、令和4年度普通会計における健全化判断比率、及びその算定基礎となる事項を記載した書類

2、審査の期間

令和4年度隱岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査期間と同じ

3、審査の手続き

健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四項目について、その算定基礎及び比率が適正に作成されているかどうか審査を行った。

第2 審査の結果及び意見

1、審査の結果

審査に付された健全化判断比率は表のとおりであり、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	隱岐の島町比率	早期健全化基準	備 考
①実質赤字比率	—	13.60%	
②連結実質赤字比率	—	18.60%	
③実質公債費比率	11.5%	25.00%	
④将来負担比率	137.4%	350.00%	

2、意見

- ①実質赤字比率、及び②連結実質赤字比率は、黒字決算であり問題はない。
- ③実質公債費比率 11.5%は、前年度数値の 10.4%より 1.1 ポイント上昇しているが、早期健全化基準範囲内であり問題となる数値ではない。
- ④将来負担比率 137.4%は、前年度数値の 124.4%より 13.0 ポイント上昇しているが、早期健全化基準範囲内であり問題となる数値ではない。

よって是正改善を要する事項はありません。

しかし、公債費関係の財政指標は、今後も上昇傾向が予測されることから、繰り上げ償還など、現財政状況においてできうる財政措置について検討願いたい。

以上、令和4年度隱岐の島町財政健全化の審査の報告をいたします。

令和5年9月1日

隱岐の島町監査委員 瀬 野 正 弘


同 米 澤 壽 重
